

< 対応の判断基準 >

3条件（密閉・密集・密接）の回避徹底を原則とする。

1 学校の開校中に感染者が発生した場合

(1) 生徒、職員の感染が判明した場合

- ・全体；臨時休校
- ・本人；隔離入院又は自宅療養
(本人が欠席（勤）した日の前日から起算して原則14日間)

(2) 家族等が感染し、生徒・職員が濃厚接触者と特定された場合

- ・全体；開校
- ・本人；出席停止・自宅待機
(本人が最後に濃厚接触した日から起算して原則14日間)

2 休校中に感染者が発生した場合

(1) 生徒、職員が感染した疑いがある場合

- ・本人；自宅待機 (本人が最後に濃厚接触した日から起算して原則14日間)
(心配な場合は、症状の有無に拘らず相談窓口へ電話する。)

(2) 生徒、職員の感染が判明した場合 隔離入院、自宅療養

(3) 休校の延期等の判断 . . . 中部厚生センター（下記）との協議

中部厚生センター相談窓口（472-0637）、土日祝は、県庁健康課（444-4513）

【感染から対応措置の流れ】

感染経路⇒ 感染 ⇒ 1週間程度 ⇒ 発症 ⇒ 検査の判断⇒
PCR 検査⇒ 1日程度⇒ 陽性反応⇒ 機関から本人・厚生センターへ通知⇒
隔離入院・自宅療養（厚生センターから、行動歴と濃厚接触者の調査）

※その他の関連として、施設の消毒、濃厚接触者に特定された場合の検査

※「濃厚接触者の陽性」が連鎖すれば、延々と対応が必要！！